

羅臼町環境配慮事項

環境配慮事項	対象地区	適正な配慮のための考え方
水の濁りによる影響	水道原水取水地点、さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> ・用水取水地点や水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること ・（中小水力）水温の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水温による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること
騒音による生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置物等に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること
土地の安定性への影響	地域森林計画対象森林、保安林、山地災害危険地区	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること ・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること
	河川保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること ・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川における一般の自由使用を妨げない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること
	道路区域	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること
	漁港区域	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること
反射光による生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区（特別保護地区外）、都道府県指定鳥獣保護区（特別保護地区外）、IBA（知床半島・斜里岳）、マリンIBA、生物多様性重要地域（KBA）（知床国立公園、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国指定鳥獣保護区）、資源保護水面、動物の分布状況、指定希少野生動物植物種	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、峙（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること ・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること ・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること ・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること
	風力発電における鳥類のセンシビティマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・（風力）注意喚起レベルA1・A2・A3の区域は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲では事業を原則実施しないこと ・（風力）注意喚起レベルB・Cの区域や事業の実施を避けられない場合は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲を避けること
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園自然公園（普通地域で植生自然度1～7の地域）、自然景観保護地区（幌萌川及び周辺の広葉樹二次林）、景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること ・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること

羅臼町環境配慮事項

環境配慮事項	対象地区	適正な配慮のための考え方
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	身近な自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
水温による影響	養殖場の流入経路の状況、農業用水路の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・（中小水力）用水取水地点や水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・（中小水力）水温の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水温による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること
その他北海道が必要と判断するもの	記念保護樹木（千年の水松、誠諦寺のシラカマツ）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・近隣に指定された記念保護樹木が存在している場合は、樹木の生育や保全に必要な措置を講じること
	海岸保全区域	・当該区域の趣旨を踏まえ、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと海岸管理者が認める事業計画とすること
	公園	・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	漁業許可、漁業権（共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	さけます増殖河川	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	一般公共海岸区域	・当該区域の趣旨を踏まえ、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと海岸管理者が認める事業計画とすること
その他羅臼町が必要と判断するもの	自然環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・風車を設置する場合は、バードストライクの懸念が生じない機種を選定する等、ランディングする希少猛禽類への影響に十分配慮すること ・シマフクロウの生息環境や河川環境の保全のため、「北海道における河畔林の生態学的機能の維持に必要な河畔林幅の基準値」である河畔より30mの範囲の森林伐採を伴う開発は控えること ・世界自然遺産地域及びその周辺の景観保全のため、主要道路沿いでの開発は控えること。ただし、既存施設を活用する場合やごく小規模な場合、遮蔽等により十分な景観配慮が行われる場合は除く
	開発行為に伴う配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たっては、猛禽類をはじめとした希少な動植物の生息・生育、サケマスの上、ウニ漁や昆布漁への環境配慮を行うこと ・規模の大きい工事や河川や海岸周辺での工事等、これらへの影響が懸念される場合には、事前に工法、工事の時期、環境配慮の方針について、羅臼町、羅臼漁業協同組合又は環境省羅臼自然保護官事務所等に相談をすること ・影響が懸念される場合には、希少猛禽類の繁殖期（2月～7月）、サケマスの遡上時期（10～11月）を避けること。シマフクロウへの環境配慮として、日没前に工事を切り上げること
	文化的資源への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上の開発は、文化財有無に関わらず特定開発に分類されるため、開発許可のために町に事前協議を申し入れること ・埋蔵文化財包蔵地は新たな発見が続いているため、最新情報の把握に留意すること